

# 神田税務署からのお知らせ

税務署内では確定申告書の作成・相談は行っておりません。

【問合せ先】 〒100-8183 千代田区大手町1-3-3 大手町合同庁舎3号館  
Tel. 03(4574)5596(代表)

## 確定申告書作成会場を 「東京国税局」に開設します！

所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税及び地方消費税の

作成会場は **東京国税局1階** となります。

所在地 **中央区築地5-3-1** 最寄駅 大江戸線 築地市場駅  
日比谷線 東銀座駅・築地駅

開設期間：平成**31**年**2**月**18**日(月)～**3**月**15**日(金)

※ 土曜日及び日曜日を除きます。

ただし、2月24日及び3月3日の日曜日は開場します。

※ 上記会場(東京国税局)では納税及び納税証明書の発行はできませんので、  
ご了承願います。

受付時間：午前8時30分～午後4時(相談は午前9時15分から)

※ 受付時間終了間際は大変混雑するため、早めにお越しください。

※ ご来場の際には公共交通機関をご利用ください。

会場は、6署合同(麹町・神田・日本橋・京橋・江東西・江東東税務署)の開催です。

## 税理士による 無料申告相談

○ 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税の申告(土地、建物及び株式等の譲渡所得がある場合を除く。)が対象になります。

神田税務署主催

| 期 間                           | 会 場        | 所 在 地         | 時 間                 |
|-------------------------------|------------|---------------|---------------------|
| 2月6日(水)<br>2月7日(木)<br>2月8日(金) | 万世橋区民会館 6階 | 千代田区外神田1-1-11 | 午前9時30分<br>～午後4時00分 |

※申告書を作成して提出できます(提出のみの場合は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください)

税理士会神田支部主催

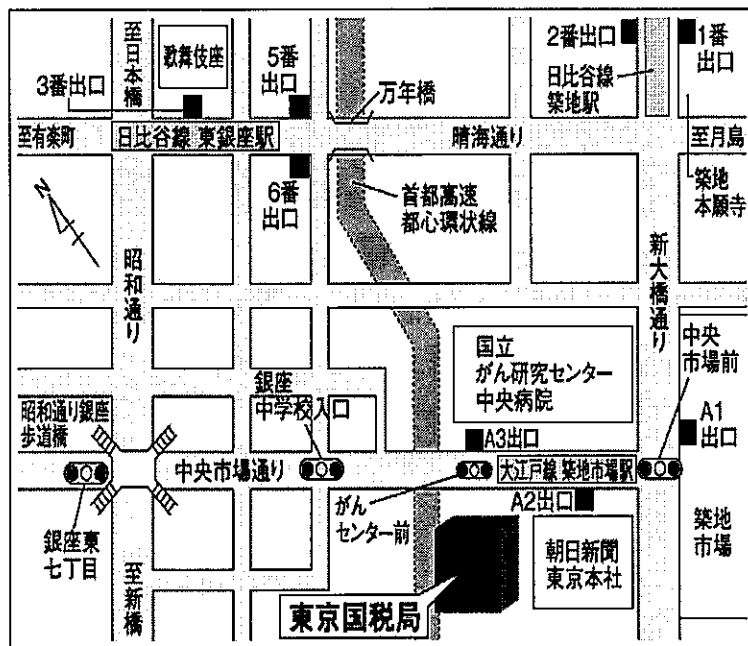
| 期 間                                       | 会 場                                                        | 時 間                  |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------|----------------------|
| 2月25日(月)<br>～3月8日(金)<br>(※3月7日(木)及び土日を除く) | 東京税理士会神田支部<br>千代田区神田錦町2-5 第2亀谷ビル<br>(事務局 TEL.03-3291-1345) | 午前10時00分<br>～午後3時00分 |
| 2月15日(金)                                  | 都営地下鉄小川町駅地下通路                                              |                      |
| 2月22日(金)                                  | JR神田駅南口改札正面付近                                              |                      |

※東京税理士会神田支部は、申告書の作成・相談のみ

※2/15(金)小川町駅と2/22(金)神田駅は、相談のみ(申告書の作成はしていません)

(裏面もご覧ください。)

## 【確定申告書作成会場 案内図】



自宅等で  
申告書作成

国 税 庁  
ホームページ

確定申告書等作成コーナー  
(www.nta.go.jp)

申告書作成

東京国税局1階

提出のみの方

東京国税局1階  
税 務 署

税務署内では確定申告書の作成・相談は行っておりません。

## 医療費控除を受けるための手続が変わりました！

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。(領収書の提出は不要となりました。)

- ※ 1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。  
(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
  - ※ 2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。  
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
- (注) 平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。



## 申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

平成28年分以降、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書には税務署へ提出する都度、マイナンバーの記載と、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。



《本人確認書類の例》

- ① マイナンバーカード(個人番号カード)のみ(【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。)
- ② 通知カードなど【番号確認書類】+ 運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】
  - ※ 1 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し(表裏両面)又は②の写しを添付してください。
  - ※ 2 ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。